

川崎市健康安全研究所インターンシップ等実施要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、川崎市政及び地方衛生研究所における研究内容等に対する理解を深めることを目的として、川崎市健康安全研究所（以下「健康安全研究所」という。）が実施する研究実習等（以下「インターンシップ等」という。）への受入れ及び内容等に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 インターンシップ等の参加資格を有する者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる研究機関、教育機関及び医療機関等に在籍する者とする。

- (1) 国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律第46号）第1条に規定する国立健康危機管理研究機構
- (2) 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条の2に規定する施設等機関のうち試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む）及び医療更生施設であって、厚生労働省が所管する機関及び施設
- (3) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第3項に規定する国立研究開発法人であって、厚生労働省が所管する法人
- (4) 川崎市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年川崎市条例第42号）第2条第2項に規定する病院
- (5) その他川崎市健康安全研究所長（以下「所長」という。）が認める機関

(申請及び決定等)

第3条 対象者がインターンシップ等への参加を希望する場合は、当該対象者を派遣しようとする機関（以下「派遣機関」という。）を通じ、川崎市健康安全研究所インターンシップ等申込（推薦）書（様式1）又はこれに準ずる書類により、申し込むこととする。

2 所長は、前項の申込みがあった場合は、次の各号に掲げる事項を確認した上で、受入れの可否を決定し、派遣機関を通じ、対象者に通知する。

- (1) 対象者が希望するインターンシップ等の内容が、健康安全研究所が提示する計画と合致していること。
- (2) 派遣機関において、インターンシップ等に当たっての事前の準備及び学習、並びに参加後の評価を行うなど、インターンシップ等を効果的にするための措置を講じていること。
- (3) 対象者の健康状態が良好であること。
- (4) 健康安全研究所の業務に支障がないこと。

(協定)

第4条 前条第2項の規定により、受入の決定を通知された者（以下「実習生」という。）の派遣機関は、川崎市健康安全研究所と派遣機関とのインターンシップ等に関する協定書（様式2）により、川崎市長とインターンシップ等に関する協定を締結する。ただし、第2条第5号に規定する機関のうち、川崎市事務分掌条例（昭和38年川崎市条例第32号）第1条に規定する局及び本部、並びに会計室、区役所、上下水道局、交通局、病院局（第2条第4号に規定する病院を含む。）、消防局、市

民オンブズマン事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局及び議会局は、この限りでない。

(内容)

第5条 インターンシップ等の内容は、健康安全研究所があらかじめ提示した計画に基づき、決定する。

(期間及び時間等)

第6条 インターンシップ等の期間及び時間は、健康安全研究所及び派遣機関が協議し、決定する。

(身分)

第7条 実習生は、インターンシップ等の期間は派遣機関の身分を有したままとする。

(給与等)

第8条 健康安全研究所は実習生に対し、給与、旅費及び費用弁償等を支給しない。

(信用失墜行為の禁止)

第9条 実習生は、健康安全研究所の職務の信用を傷つけ、又は健康安全研究所の職務全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務等)

第10条 実習生は、インターンシップ等により、知り得た秘密を漏らしてはならない。また、インターンシップ等の期間終了後も同様とする。

2 実習生は、インターンシップ等により、知り得た秘密に基づく報告又は論文等を執筆してはならない。ただし、知り得た秘密に基づかない事項である場合は、この限りでない。

3 実習生は、インターンシップ等の成果として、報告又は論文等を執筆し、公表しようとする場合は、前項の規定を踏まえ、あらかじめ所長の承認を得るものとする。

(専念義務)

第11条 実習生は、インターンシップ等の期間においては、所長その他健康安全研究所の職員の指導に従い、インターンシップ等に専念しなければならない。

(事故責任等)

第12条 派遣機関及び実習生は、インターンシップ等での事故に対し、傷害保険及び賠償責任保険に加入するなど、自らの責任において対応しなければならない。

2 実習生が、故意又は過失により健康安全研究所に損害を与えた場合は、派遣機関及び実習生は、健康安全研究所に対しその損害を賠償しなければならない。

3 実習生が第三者（所長その他健康安全研究所の職員を含む。以下同じ。）に与えた損害等に関しては、健康安全研究所は一切の責任を負わない。

4 実習生が第三者に与えた損害等により、健康安全研究所が第三者に対し損害賠償の責を負ったときは、派遣機関及び実習生は、当該賠償により健康安全研究所が被った損害の賠償の補填をしなければならない。

5 派遣機関は、原則として第2項に掲げる損害の賠償及び第4項に掲げる損害の賠償の補填について、実習生と連携して行うものとする。

(誓約)

第13条 実習生は、本要綱の規定を遵守するため、健康安全研究所に対し、誓約書（様式3）により、あらかじめ誓約書を提出しなければならない。

2 派遣機関は、実習生に対し、本要綱及び様式3に掲げる誓約事項を遵守することについて、指導しなければならない。

(中止)

第14条 健康安全研究所は、実習生が本要綱の規定に違反する行為を行ったときは、インターンシップ等を中止することができる。この場合において、健康安全研究所は、派遣機関に、その旨を通知するものとする。

(証明)

第15条 健康安全研究所は、派遣機関から実習生のインターンシップ等の内容等について証明を求められたときは、その旨を証明するものとする。

(その他必要な事項)

第16条 本要綱に定めるもののほか、インターンシップ等に関し、必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

本要綱は、令和6年10月28日から施行する。ただし、第2条第1号の規定は、令和7年4月1日から施行する。

年 月 日

川崎市健康安全研究所長 宛て

(派遣機関名)

(派遣機関長 役職・氏名)

川崎市健康安全研究所インターンシップ等申込（推薦）書

川崎市健康安全研究所インターンシップ等実施要綱の遵守事項について同意するとともに、次により川崎市健康安全研究所インターンシップ等に申し込み、併せて次の者を実習生として推薦します。

- 1 派遣機関名 ○○
- 2 推薦する者の氏名
(氏名) (所属等)
- 3 実習期間
年 月 日 ～ 年 月 日
- 4 実習目的、内容
- 5 特記事項（派遣機関として川崎市健康安全研究所インターンシップ等に希望する条件等）
- 6 派遣機関担当者
 - (1) 氏名（ふりがな）
 - (2) 所属・職名
 - (3) 所属所在地
 - (4) 連絡先（電話番号、E-Mail）

川崎市健康安全研究所と〇〇とのインターンシップ等に関する協定書

川崎市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）はインターンシップ等の受入れ及び内容等に関して、川崎市健康安全研究所インターンシップ等実施要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定による受入れは、川崎市政及び地方衛生研究所における研究内容等に対する理解を深めることを目的として実施するものである。

（実習生）

第2条 実習生は、乙からの推薦に基づき、甲乙協議の上決定する。

（内容）

第3条 インターンシップ等の内容は、甲があらかじめ提示した計画に基づき、決定する。

（期間及び時間等）

第4条 インターンシップ等の期間及び時間は、甲及び乙が協議し、決定する。

（身分）

第5条 実習生は、インターンシップ等の期間は乙の身分を有したままとする。

（給与等）

第6条 甲は実習生に対し、給与、旅費及び費用弁償等を支給しない。

（信用失墜行為の禁止）

第7条 実習生は、甲の職務の信用を傷つけ、又は甲の職務全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（秘密を守る義務等）

第8条 実習生は、インターンシップ等により、知り得た秘密を漏らしてはならない。また、インターンシップ等の期間終了後も同様とする。

2 実習生は、インターンシップ等により、知り得た秘密に基づく報告又は論文等を執筆してはならない。ただし、知り得た秘密に基づかない事項である場合は、この限りでない。

3 実習生は、インターンシップ等の成果として、報告又は論文等を執筆し、公表しようとする場合は、前項の規定を踏まえ、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

(専念義務)

第9条 実習生は、インターンシップ等の期間においては、所長その他甲の職員の指導に従い、インターンシップ等に専念しなければならない。

(事故責任等)

第10条 乙及び実習生は、インターンシップ等での事故に対し、傷害保険及び賠償責任保険に加入するなど、自らの責任において対応しなければならない。

2 実習生が、故意又は過失により甲に損害を与えた場合は、乙及び実習生は、甲に対しその損害を賠償しなければならない。

3 実習生が第三者(所長その他甲の職員を含む。以下同じ。)に与えた損害等に関しては、甲は一切の責任を負わない。

4 実習生が第三者に与えた損害等により、甲が第三者に対し損害賠償の責を負ったときは、乙及び実習生は、当該賠償により甲が被った損害の賠償の補填をしなければならない。

5 乙は、原則として第2項に掲げる損害の賠償及び第4項に掲げる損害の賠償の補填について、実習生と連携して行うものとする。

(誓約)

第11条 実習生は、本協定書の規定を遵守するため、甲に対し、誓約書(様式3)により、あらかじめ誓約書を提出しなければならない。

2 乙は、実習生に対し、この協定書及び様式3に掲げる誓約事項を遵守することについて、指導しなければならない。

(中止)

第12条 甲は、実習生が本協定書の規定に違反する行為を行ったときは、インターンシップ等を中止することができる。この場合において、甲は乙にその旨を通知するものとする。

(証明)

第13条 甲は、乙から実習生のインターンシップ等の内容等について証明を求められたときは、その旨を証明するものとする。

(有効期間)

第14条 本協定は、甲乙の代表者が記名押印した日から発効し、1年間を有効期間とする。但し、有効期限の3か月前までに、甲乙双方に異議のない場合は、期間終了の日の翌日から1年間、この協定は更新され以降同様とする。

(その他)

第15条 この協定書に定めのない事項について問題が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

附 則

本協定は締結の日から発効する。

上記の協定締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

年 月 日

甲 川崎市
川崎市長

乙 (組織名)
(役職) 氏名

誓 約 書

年 月 日

川崎市健康安全研究所長 様

住 所

氏 名

私は、「川崎市健康安全研究所インターンシップ等実施要綱」に基づいて実習するにあたり、次の事項を遵守することを誓約します。

- 1 実習期間中は、所長その他健康安全研究所の職員の指導に従い、実習に専念します。
- 2 健康安全研究所の職務の信用を傷つけ又は不名誉となるような行為及び実習上知り得た秘密を実習期間中又は実習終了後において漏洩するような行為は行いません。
- 3 実習期間中の事故に関しては、事故に備え傷害保険及び賠償責任保険に加入する等、自らの責任において対応し、故意又は過失により健康安全研究所に損害を与えたときは、派遣機関と連携してその損害を賠償します。
- 4 実習期間中に第三者（所長その他健康安全研究所の職員を含む。以下同じ。）に与えた損害等に関しては、健康安全研究所が一切の責任を負わないことに同意し、第三者に与えた損害等により、健康安全研究所が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、派遣機関と連携して当該賠償により健康安全研究所が被った損害の賠償の補填をします。
- 5 その他、「川崎市健康安全研究所インターンシップ等実施要綱」に明記された実習生に関する事項について従います。